

港湾審議会第164回計画部会資料

日高港港湾計画書

—改訂—

平成9年11月

日高港港湾管理者

本計画書は、

- ・ 昭和 5 8 年 1 0 月和歌山県地方港湾審議会
- ・ 昭和 5 8 年 1 2 月港湾審議会第104回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 4 年 2 月和歌山県地方港湾審議会
- ・ 平成 4 年 6 月港湾審議会第141回計画部会

の議を経た日高港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	3
III	港湾施設の規模及び配置	4
1	公共ふ頭計画	4
2	危険物取扱施設計画	5
3	専用ふ頭計画	5
4	水域施設計画	6
5	外郭施設計画	6
6	小型船だまり計画	7
7	マリーナ計画	8
8	臨港交通施設計画	9
IV	港湾の環境の整備及び保全	10
1	港湾環境整備施設計画	10
V	土地造成及び土地利用計画	11
VI	その他重要事項の計画	12
1	大規模地震対策施設計画	12
2	橋梁の桁下空間	12

I 港湾計画の方針

日高港は、和歌山県のほぼ中央部日高川河口に位置し、古くから日高川の川船と連絡する船着場として発展した港湾であり、地域の代表的産業である製材業に対し、機帆船による二次輸送により外材を供給するなど、和歌山県中部地域の流通港湾として利用されてきた。本港は、紀伊水道地域活用のための開発要請等を踏まえ、昭和58年重要港湾に指定され、同年港湾計画が策定されている。

平成6年における港湾取扱貨物量は、移出3万トン、移入178万トン、合計181万トンとなっている。

本港の背後地域においては、平成8年3月に湯浅御坊道路の供用が開始されるとともに、近畿自動車道紀勢線の整備が進められるなど、基幹的な交通ネットワークの形成により、今後ますますの発展が期待されている。

こうしたことから、本港においては、和歌山県中部地域における流通拠点としての機能の充実や、余暇時間の増大に伴い、需要が高まってきている海洋性レクリエーション活動の場の確保、親水空間の確保が求められている。

また、関西地域における電力需要の増大に対処するため、本港において火力発電所の整備が要請されている。

このような情勢に対処するため、平成20年代前半を目標年次とし、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

- 1) 和歌山県中部地域における流通港湾として、外内貿物流機能の強化を図る。
- 2) 背後地域の経済発展を支えるため、高質な産業空間の形成をめざした用地の確保を図る。
- 3) 関西地域における電力需要の増大に対処するため、電源立地の要請に対応した用地の確保を図る。
- 4) 港湾における快適な環境の創造を図るため、地域住民等の交流

に配慮した親水空間及び静穏海域を活用した海洋性レクリエーション拠点の形成を図る。

- 5) 港内における船舶の安全な航行や停泊を確保するため、港内の静穏度の向上を図る。
- 6) 港内に散在する小型船の適切な収容を図る。
- 7) 港湾と背後地域との連絡を図るとともに、港湾内の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。
- 8) 大規模地震災害時の緊急避難及び緊急物資輸送等の対策を進める。
- 9) 多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、陸域200haと水域700haからなる港湾空間を以下のように利用する。
 - ①塩屋^{しおや}地区は物流・生産関連ゾーンとする。
 - ②浜ノ瀬^{はまのせ}地区及び西川^{にしかわ}地区は船だまり関連ゾーンとする。
 - ③塩屋名田沖^{しおやなだおき}地区はエネルギー関連ゾーンとする。
 - ④名田^{なだ}地区は水産・レクリエーションゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

取 扱 貨 物 量	外 貿	6 8 0 万トン
	内 貿	7 2 0 万トン
	合 計	1 , 4 0 0 万トン
入港最大標準船型		1 5 万 D / W 級
港湾利用者数	マリーナ利用者	1 0 万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共ふ頭計画

塩屋地区

林産品、米穀類等の外貿貨物、砂・砂利、セメント等の内貿貨物を取り扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

水深 13 m	岸壁 1 バース	延長 260m	(既定計画)
水深 12 m	岸壁 1 バース	延長 240m	(")
水深 10 m	岸壁 1 バース	延長 170m	(")
水深 7.5m	岸壁 2 バース	延長 260m	(")
水深 5.5m	岸壁 2 バース	延長 200m	(")
水深 4.0m	物揚場	延長 160m	(")
ふ頭用地	15ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)	

既定計画

ふ頭用地	15ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)
------	------	------------------

2 危険物取扱施設計画

塩屋地区

石油類の需要動向の変化に対応し、以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 5.5m	岸壁 1 バース	延長 100m (公共)
危険物取扱施設用地 1 ha		

3 専用ふ頭計画

塩屋名田沖地区

原油等を取り扱うため、専用ふ頭を次のとおり計画する。

水深	22 m	シーバース 1 バース
水深	7.5 m	ドルフィン 3 バース

なお、これに伴い以下の施設を廃止する。

水深	7.5 m	岸壁	延長 101m
水深	6.1 m	岸壁	延長 90m

4 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

4-1 航路

塩屋地区	塩屋航路	水深 13m	幅員 250m
------	------	--------	---------

4-2 泊地

塩屋地区	水深 5.5 ~ 13m	面積 32ha
塩屋名田沖地区	水深 7.5m	面積 2ha

既定計画

塩屋地区	水深 5.5 ~ 13m	面積 33ha
------	--------------	---------

5 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、防波堤を次のとおり計画する。

塩屋地区	西防波堤	延長 800m	
	北防波堤	延長 400m	(既定計画)

既定計画

西防波堤	延長 1,000m
------	-----------

6 小型船だまり計画

6-1 塩屋地区

既定計画どおりとする。

既定計画

泊地	水深	2～4 m	面積	2 ha
防波堤（波除）	延長	65m		
物揚場	水深	2 m	延長	225m
物揚場	水深	4 m	延長	55m
船揚場	延長	30m		
ふ頭用地		1 ha		

6-2 浜ノ瀬地区

漁船の集約化を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

泊地	水深	2～3 m	面積	2 ha
防波堤	延長	640m	（うち280m既設）	（既定計画）
防波堤（波除）	延長	105m		（既定計画）
物揚場	水深	2 m	延長	440m
物揚場	水深	3 m	延長	195m
船揚場	延長	30m		
ふ頭用地		2 ha		

既定計画

泊地	水深	2～3 m	面積	2 ha
物揚場	水深	2 m	延長	440m
物揚場	水深	3 m	延長	195m
船揚場	延長	30m		
ふ頭用地		2 ha		

7 マリーナ計画

海洋性レクリエーション需要の増大に対処するため、マリーナを次のとおり計画する。

名田地区

泊 地	水深	2 ～ 3 m	面積	3 ha
防波堤	延長	410m		
物揚場	水深	3 m	延長	180m
小型さん橋		5 基		
船揚場	延長	45m		
レクリエーション施設用地		5 ha		

8 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

道路

臨港道路塩屋北ふ頭線

起点 塩屋北ふ頭 終点 臨港道路塩屋臨海線 2車線

臨港道路塩屋臨海線

起点 臨港道路塩屋南ふ頭線 終点 国道42号 2車線

臨港道路塩屋南ふ頭線

起点 塩屋南ふ頭 終点 臨港道路塩屋臨海線 2車線 (既定計画)

臨港道路浜ノ瀬臨海線

起点 浜ノ瀬ふ頭 終点 県道日高港線 2車線

既定計画

道路

臨港道路塩屋北ふ頭線

起点 塩屋北ふ頭 終点 臨港道路塩屋臨海線 2車線

臨港道路塩屋臨海線

起点 国道42号 終点 国道42号 2車線

臨港道路浜ノ瀬臨海線

起点 浜ノ瀬ふ頭 終点 県道日高港線 2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾の環境の整備及び保全を次のとおり計画する。

1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

浜ノ瀬地区 緑地 1 ha

既定計画

浜ノ瀬地区 緑地 1 ha

塩屋地区 既定計画どおりとする。

既定計画

塩屋地区 緑地 11ha

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用途 地区名	ふ 頭 用 地	港 湾 関 連 用 地	工 業 用 地	レクリエーション 施 設 用 地	交 通 機 能 用 地	緑 地	合 計
塩 屋	16	8	27		6	11	66
浜 ノ 瀬	2		2		1	1	6
西 川	1		2				3
名 田				(5) 5			(5) 5
塩 屋 名 田 沖			(110) 145				(110) 145
合 計	19	8	(110) 176	(5) 5	7	11	(115) 224

注 1：() 内は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注 2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位：ha)

用途 地区名	ふ 頭 用 地	港 湾 関 連 用 地	工 業 用 地	都 市 再 開 発 用 地	都 市 機 能 用 地	交 通 機 能 用 地	危 険 物 取 扱 施 設 用 地	緑 地	合 計
塩 屋	(14) 16	(4) 6	(23) 24		(3) 3	(3) 6	(1) 1	(4) 11	(53) 66
浜 ノ 瀬	2			2		1		1	6
合 計	(14) 17	(4) 6	(23) 24	2	(3) 3	(3) 7	(1) 1	(4) 11	(53) 72

注 1：() 内は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注 2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI その他重要事項の計画

1 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に住民の避難、物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

塩屋地区

水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 130m

既定計画

水深 5.5m 岸壁 1 バース 延長 100m

2 橋梁の桁下空間

港湾を利用する船舶の航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおり計画する。

橋梁名（仮称）	桁 下 空 間		
関西電力連絡橋	中 央 部	幅	80 m
	高 さ	N. H. H. W. L	+ 17.0m

注：N. H. H. W. Lは略最高高潮面であり、D. L. +2.2mとする。